

尾崎市情報公開及び個人情報保護制度 の運用状況（令和５年度実績）

１ 情報公開制度

（１）開示請求件数及び処理状況

令和５年度の公文書開示請求の件数は合計４７６件で、前年度の３８３件から９３件増加した。

なお、下表中「その他」の１４件は、請求受付後取り下げられたものである。また、不開示として処理された３９件のうち３３件は文書不存在のためである。

年 度	請求件数	処 理 状 況			
		開 示	部分開示	不開示	その他
平成元～令和２年度	８，３６３	２，７４０	４，５８４	７２７	３１２
令和３年度	４８４	１０１	３１１	４７	２５
令和４年度	３８３	８１	２２３	５３	２６
令和５年度	４７６	１６４	２５９	３９	１４
計	９，７０６	３，０８６	５，３７７	８６６	３７７

(2) 実施機関別件数

公文書開示請求の実施機関別件数は次のとおりである。

実 施 機 関	請 求	
	令和5年度	令和4年度
議 会	3	3
市 長	3 8 6	3 1 4
教育委員会	4 6	2 0
選挙管理委員会	0	7
公平委員会	0	0
監査委員	0	1
農業委員会	0	0
固定資産評価審査委員会	1	0
公営企業管理者	1 7	2 4
消防長	2 0	1 2
指定管理者	3	2
尼崎市土地開発公社	0	0
合 計	4 7 6	3 8 3

2 個人情報保護制度

(1) 保有個人情報開示請求件数及び処理状況

令和5年度の保有個人情報開示請求は合計109件で、前年度の116件から7件減少した。

なお、下表中「その他」の2件は、請求受付後取り下げられたものである。また、不開示として処理された19件のうち17件は文書不存在のためである。

年 度	請求件数	処 理 状 況			
		開 示	部分開示	不開示	その他
平成元～令和2年度	1, 466	634	554	205	73
令和3年度	132	44	70	17	1
令和4年度	116	40	60	13	3
令和5年度	109	40	48	19	2
計	1, 823	758	732	254	79

(2) 実施機関別件数

保有個人情報開示請求の実施機関別件数は次のとおりである。

実 施 機 関	請 求	
	令和5年度	令和4年度
議 会	0	0
市 長	1 0 1	9 9
教育委員会	6	2
選挙管理委員会	0	0
公平委員会	0	0
監査委員	0	2
農業委員会	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0
公営企業管理者	0	4
消防長	2	6
指定管理者	0	3
尼崎市土地開発公社	0	0
合 計	1 0 9	1 1 6

(3) 保有個人情報訂正、利用停止請求件数及び処理状況

令和5年度の保有個人情報訂正、利用停止請求については0件であった。

(4) 目的外利用状況

令和５年度の目的外利用状況は１９３件となっている。目的外利用の基準別では、個人情報の保護に関する法律第６９条第１項及び第２項各号に掲げた基準のうち、「行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。」が多かった。

年 度	総 数	目 的 外 利 用 の 基 準		
		法 令	本人同意	事務事業
令和５年度	１９３	８７	１５	９１

(5) 外部提供状況

令和５年度の外部提供状況は１７４件となっている。外部提供の基準別では、個人情報の保護に関する法律第６９条第１項及び第２項各号に掲げた基準のうち、「法令に基づく場合」が多かった。

年 度	総 数	外 部 提 供 の 基 準			
		法 令	本人同意	事務事業	統計・本人利益その他
令和５年度	１７４	１２１	１３	３８	２

(6) 個人情報利用業務の届出状況

令和５年度に尼崎市個人情報の保護に関する法律施行条例第４条に基づき、届出された個人情報利用業務は新規２８７件、変更１件である。

(7) 個人情報ファイルの届出状況

令和５年度に尼崎市個人情報の保護に関する法律施行条例第５条に基づき、届出された個人情報ファイルは新規１５８件、変更１件である。個人情報の保護に関する法律第７５条に基づき公表した個人情報ファイル簿は１５８件である。

3 審査請求に係る諮問・答申の状況

(1) 行政不服審査法改正前（平成元～28年度）の実績

年 度	異議申立て		諮 問 ・ 答 申					
	申 立 件 数	却下等の件数	諮 問 件 数	諮問の 取下げ	答 申 件 数			
					認 容	一 部	棄 却	計
平成元～28年度	115	7	105	4	9	33	41	83

- ※「却下等の件数」には、実施機関限りで棄却した2件（平成5年度及び18年度）を含む。
 ※「諮問件数」105件には、異議申立てによらない「オンライン結合による提供の制限の例外について」（平成18年度）、「津波等一時避難場所設置拡大に係る個人情報の外部提供について」（平成23年度）、「保有個人情報外部提供の制限の例外について」（平成26年度）の3件を含む。
 ※「異議申立て件数」115件のうち4件は平成28年度のもので、原処分が平成27年度中になされたものであることから、行政不服審査法改正前の制度にて処理された。

(2) 行政不服審査法改正後の状況

平成28年度に行政不服審査法が改正され、異議申立ては審査請求となり、審理員審査を経て尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会へ諮問されることとなった。

令和5年度は、審査庁に11件の審査請求があり、諮問は2件、答申は2件行った。

なお、審査請求事案全てについて諮問が行われるわけではなく、審理員審査のみで裁決される場合もある。審査請求から諮問・答申を経て裁決に至るまでに、数年度にまたがる場合もあるため、各年度の諮問件数と答申件数は一致しない。

年 度	審査請求		諮 問 ・ 答 申					
	請 求 件 数	取下げ等件数	諮 問 件 数	審理員 意見書	答 申 件 数			
					妥 当	一 部	取 消	計
平成29～30年度	8	3	5	棄却5	2	0	3	5
令和元年度	2	0	1	棄却1	0	0	0	0
令和2年度	3	0	1	棄却1	1	0	0	1
令和3年度	6	4	2	棄却1 取消1	0	0	1	1
令和4年度	3	1	1	棄却1	1	0	1	2
令和5年度	11	0	2	棄却1 認容1	2	0	0	2
計	33	8	12	棄却10 取消1 認容1	6	0	5	11

以 上